

平成25年度 児童手当に係る現況届について

児童手当を受給している方は、毎年、現況届を提出しなければならないことになっておりますので、下記により手続きをされますようご案内いたします。

この現況届は、前年の所得の状況、養育の状況、児童の増減、健康保険状況等を確認して、引き続き児童手当を受給できるかどうかを決める大切な届けです。もし、この届けを提出しない場合は、引き続いて受給資格があっても6月以降の児童手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

また、所得の額が一定額以上の場合、児童手当が減額されます。

記

1 お持ちいただくもの

- (1) 印鑑
- (2) 健康保険証（社会保険加入者）※国民健康保険に加入している方は必要ありません。
- (3) 町外の子どもを監護している方は、当該子どもの属する世帯全員が記載されている住民票

※平成25年1月2日以降に他市町村より転入された方について

平成25年1月2日以降に他市町村より転入された方は、前居住地より「平成25年度分所得証明書（児童手当用）」をとりよせて、当日お持ちください。（平成25年1月1日以前から興部町に居住している方は、所得証明書の提出の必要はありません。）

注）25年度分とは、平成24年1月から平成24年12月までの所得のことをいう。

※現況届用紙はこちらで用意しておりますので、印鑑を押印してもらうだけになります。

2 受付日時及び場所

日 時	受付場所	対象地区名
6月17日（月）～ 6月28日（金） 8：30～17：15	福祉保健総合 センターきらり	興部・北興・宇津・秋里・豊野
6月21日（金） 13：30～17：15 6月25日（火） 9：00～12：00	沙留公民館 （研修室）	沙留・住吉・富丘

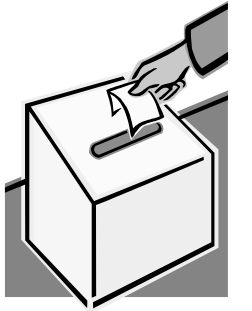
※ご不明な点は、福祉保健課社会福祉係（電話82-4120）までお問い合わせください。



興部町選挙管理委員会より「投票区の変更」のお知らせ

平成25年5月9日開催の興部町選挙管理委員会において、公職選挙法第17条第2項の規定により、下記のとおり投票区の変更を行いましたので、お知らせいたします。

なお、この投票区の変更に伴い、本年7月に予定されている第23回参議院議員通常選挙から適用いたします。



【変更後】

投票区	投票場所	行政区名
第1投票区	興部町中央公民館	浜町・元町・本町・仲町・幸町・栄町・泉町・新泉町・旭町・緑ヶ丘・東町・春日町・新町・宮下町・北興
第2投票区	興部町沙留公民館	沙留西町・沙留汐見町・沙留北浜町・沙留港町・沙留元町・沙留海運町・沙留緑町・沙留旭町・住吉・富丘
第3投票区	宇津集落センター	宇津
第4投票区	秋里集落センター	秋里
第5投票区	豊野集落センター	豊野
合 計（5箇所）		

【変更前】

投票区	投票場所	行政区名
第1投票区	興部町中央公民館	浜町・元町・本町・仲町・幸町・栄町・泉町・新泉町・旭町・緑ヶ丘・東町・春日町・新町・宮下町
第2投票区	北興研修センター	北興
第3投票区	宇津集落センター	宇津
第4投票区	秋里集落センター	秋里
第5投票区	豊野集落センター	豊野
第6投票区	興部町沙留公民館	沙留西町・沙留汐見町・沙留北浜町・沙留港町・沙留元町・沙留海運町・沙留緑町・沙留旭町・
第7投票区	住吉老人寿の家	住吉
第8投票区	富丘福祉の家	富丘
合 計（8箇所）		